

# 御説明資料

2022年6月20日

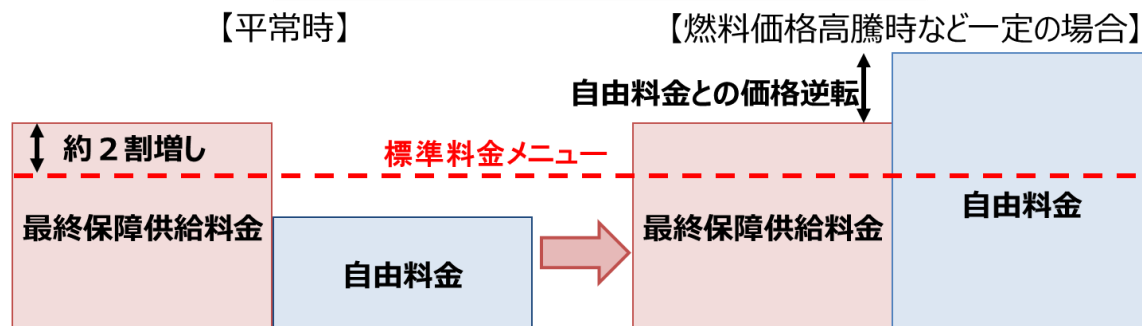
資源エネルギー庁

# **1. 最終保障料金について**

# 最終保障供給料金に係る課題について

- 前記のとおり、現行の最終保障供給約款においては、みなし小売電気事業者が設定している標準的な料金メニューの約2割増しの料金（臨時的な料金メニュー相当）が設定されており、平常時においては、自由料金は標準料金メニューを相当下回るものが大勢であるため、**最終保障供給料金が自由料金よりも相当割高**となり、長期間契約する需要家は想定されていなかった。
- しかし、燃料価格高騰下においては、市場価格が高騰し、電源調達コストを料金に反映しようとする結果、一部の自由料金について、標準料金メニューのみならず、その約2割増しの料金である**最終保障供給料金よりも割高**となり、**需要家が自由料金よりも価格の低い最終保障供給料金を選択するという事象**が起こりかねず、実際に最終保障供給への申込みも増加しているところ、現状の市場価格を踏まえると本年4月以降に更なる申込み増加が起こることも予想される。
- このような状況下においては、本来セーフティネットとして機能すべき最終保障供給について、**需要家の長期間契約という制度趣旨にそぐわない行動を誘発し、適正な価格形成や自由競争が阻害されるおそれ**があり、喫緊に対応が必要ではないか。実際に、**一部の新電力側からも自由競争が阻害されているといった懸念の声**が寄せられているところ。

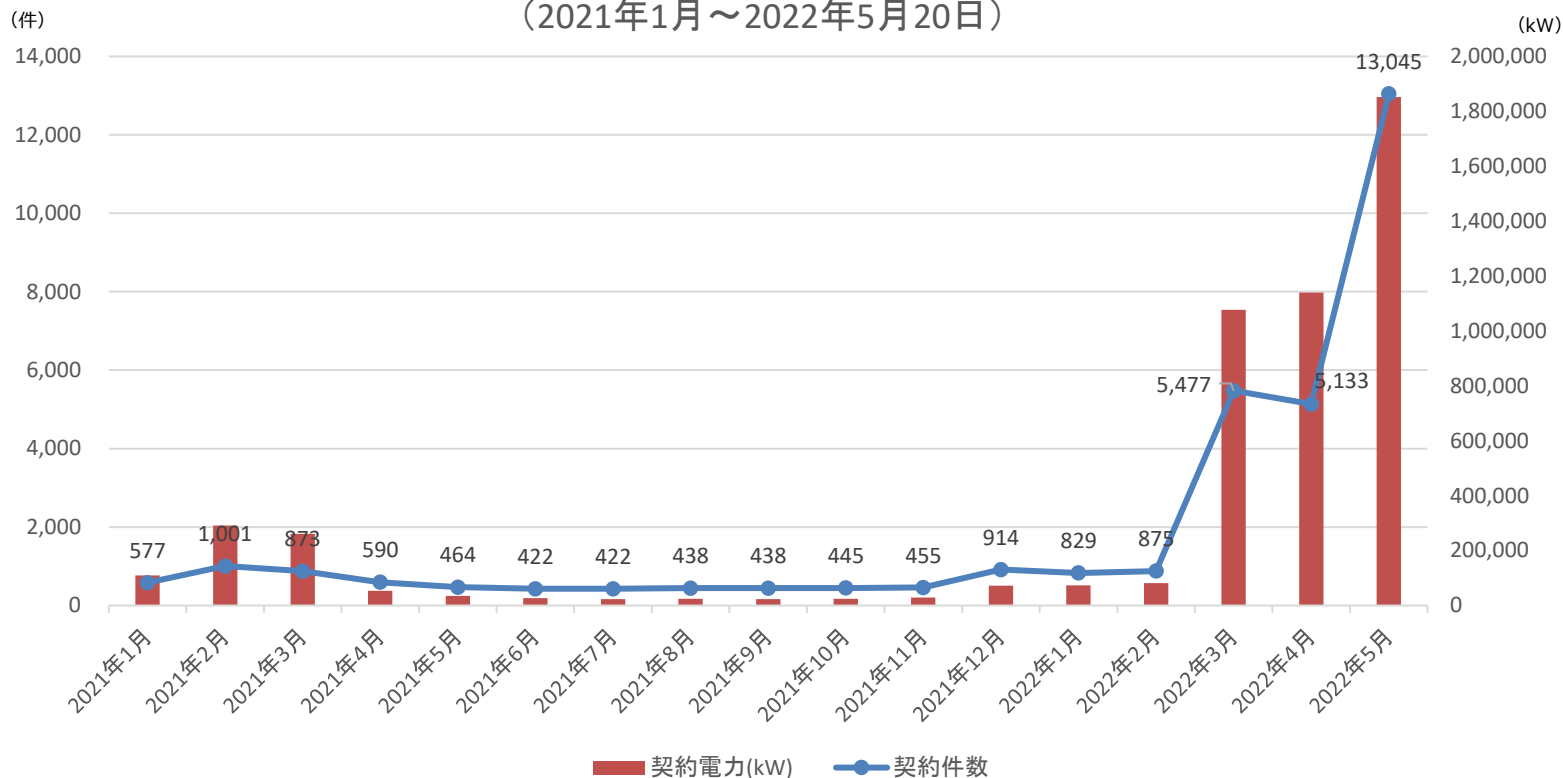
## 最終保障供給料金と自由料金との関係



# 最終保障供給の現状

- 全国大での最終保障供給の契約実績について、本年3月以降増加しており、本年5月20日時点で約1万3000件※と4月から5月にかけてさらに増加している状況。

最終保障供給の契約電力及び件数  
(2021年1月～2022年5月20日)



【契約件数】

	北海道	東北	東京	中部	北陸	関西	中国	四国	九州	沖縄	計
2022/3/31	456	478	1,643	1,357	96	636	539	179	93	0	5,477
2022/4/30	222	380	2,228	1,014	142	464	578	29	76	0	5,133
2022/5/20	117	2,014	4,469	2,178	150	713	1,598	387	1,419	0	13,045

※ 2022年5月20日時点。各一般送配電事業者に聴取した契約済件数を基に事務局作成。現在契約手続中の申込みにおける遡り契約の状況等により、変動することもありえる。

# 卸市場価格の反映方法について

- 現行の最終保障供給料金の料金体系をベースに、卸市場価格（エリアプライス。ロス率、消費税込み） + 託送従量料金単価（注1）と最終保障供給の従量料金単価（燃調込み）（注2）との差額を補正項として反映することとしてはどうか。
- なお、基本料金は現行の最終保障供給料金の水準を維持することとしてはどうか。

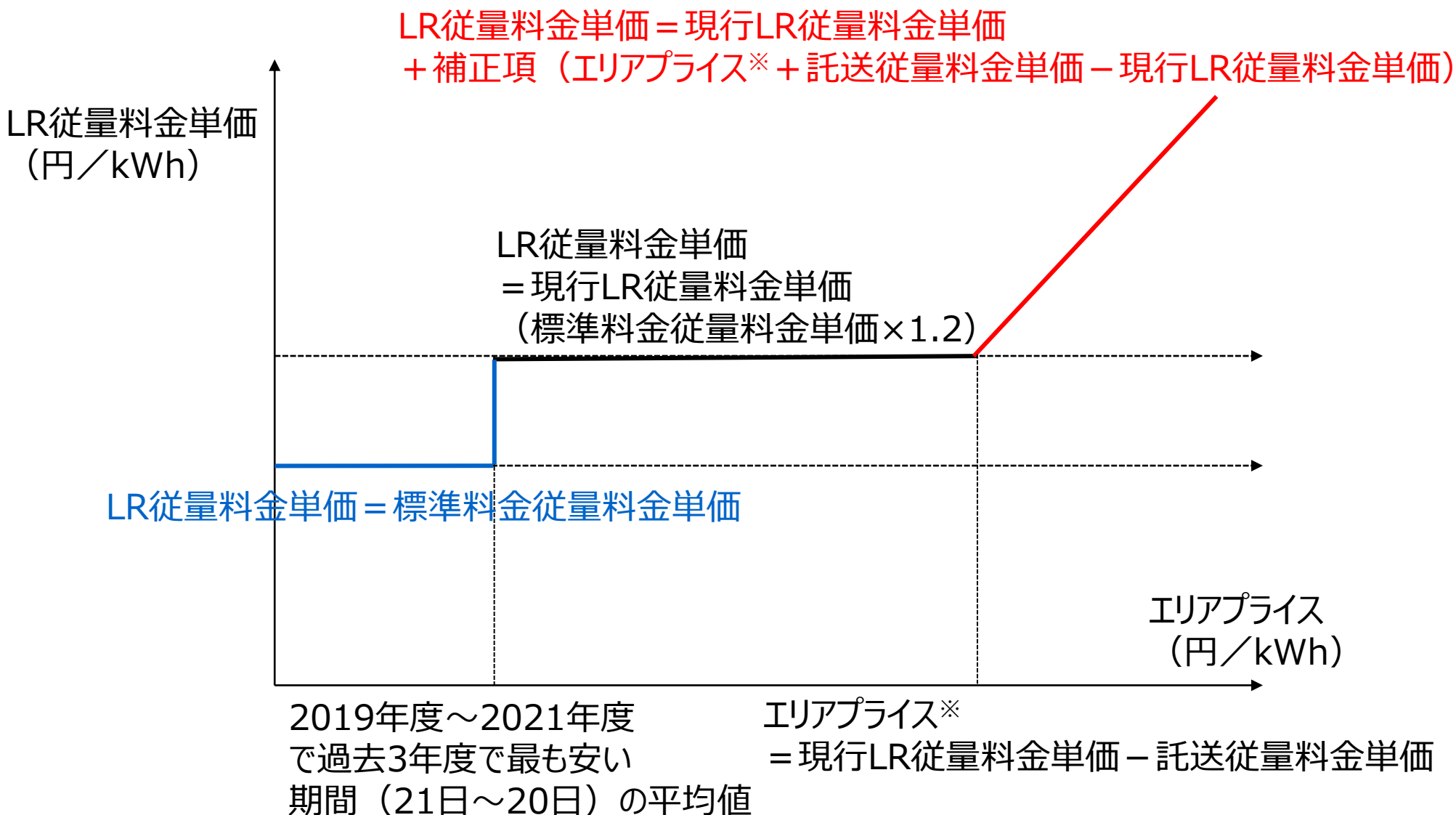


※従量料金は調整する一方で、基本料金については現行の最終保障供給料金の水準を維持することとすると、卸市場価格に託送料金を足したものよりも割高になっているとも考えられるが、他方で、最終保障供給料金の基本料金を現状よりも安くしてしまうと、低負荷率の需要家が最終保障供給に流入してしまうおそれがある。また、実際の自由料金には卸市場価格に託送料金を足したものに加え、事務費なども加わっていることも考えると、卸市場価格に託送料金を足したものよりも割高になっていること自体は不合理なものではないと考えられる。

（注1） 離島ユニバーサルサービス調整を実施する一般送配電事業者については、離島ユニバーサル調整込み。以降についても同様。

（注2） 離島ユニバーサルサービス調整を実施し、かつ、離島ユニバーサルサービス調整が反映された旧一般電気事業者の標準料金メニューをもとに最終保障供給料金を設定している一般送配電事業者については、離島ユニバーサルサービス調整込み。以降についても同様。

# (参考) 補正項の適用方法について



※マイナス補正項を適用するトリガーとなるエリアプライス以外のエリアプライスはロス率及び消費税を、最終保障供給従量料金単価は燃調単価を加味したもの

- これまで、本専門会合において、最終保障供給料金の在り方について御審議いただいた。
- 現状において、本来セーフティネットとして機能すべき最終保障供給について、自由料金との逆転現象が生じ、適正な価格形成や自由競争を阻害するおそれがあるとの課題がある。
- 他方、この課題は、小売電気事業者との間で電力契約を締結できない需要家が増加していることにも起因するものであり、最終保障供給料金を見直すことのみで、全ての課題の解決に至るわけではないと考えられる。
- 例えば、現行の「適正な電力取引に関する指針」においては、一般電気事業者であった小売電気事業者の「標準メニュー」について、「利用形態以外の需要家の属性（例えば、（略）戻り需要か否か（略））にかかわらず、全ての需要家を公平に扱うこと」が「望ましい行為」と位置付けられているところ、小売電気事業の在り方も含めた議論が必要であると考えられる。
- この点、既に資源エネルギー庁において議論が行われているところ、本専門会合で御審議いただいた最終保障供給料金の在り方の方向性も踏まえ、今後、資源エネルギー庁において、最終保障供給料金や標準メニューも含む小売政策全体について、検討いただくこととしてはどうか。

## **2. 企業等むけ標準メニューについて**



## 2. 産業用電気料金を巡る論点（電気）

- 産業用電気料金は、小売電気事業者が自由に設定可能。
- こうした中でも、「適正な電力取引についての指針」では、小売電気事業者は、「標準メニューの公表」が「望ましい行為」として位置付けられているところ、以下のような論点も踏まえたとき、ここで公表される「標準メニュー」は如何にあるべきか。

### (1) 需要家間の公平性の論点

- ◆ 需要家が、新電力からみなし小売に契約を移行しようとしても、産業用標準メニューでの供給を受けられず、最終保障供給を受けざるを得ない事象が出現。
- ◆ こうした状況が一時的ではなく、一定継続するとすれば、こうした需要家と、既存契約者との間で、選択できるサービスに差異が生じ得る。

### (2) 公正な競争環境確保の論点

- ◆ (1)の状況が続けば、最終保障供給を選択することが最も合理的となる需要家が拡大し、一般送配電事業者の負担増大や、新規参入者の撤退が拡大する可能性。
- ◆ みなし小売事業者10社中6社において、2020年度の自由部門の収支が赤字。

### (3) 需要家における需要構造転換の論点

- ◆ 産業向け料金の需要家においても、料金の高騰が事業に影響を与える側面はあるが、一般家庭と比して、割安な実態もある。
- ◆ 追加調達分も含めた実際の原燃料費に応じた料金設定を行うことは、電気・ガス事業の持続可能な経営の観点に加え、需要家にとっても、原燃料価格高騰リスクも踏まえた、省エネや需要構造の転換への積極的な取組の創出が期待される。

- ◆ 大手電力（小売部門）において、供給力に余力がない場合、「戻り需要」に応じないことや標準メニューの額を上回る料金で契約すること自体は、独禁法・電事法上問題がないと整理されている。
- ◆ 短期間で契約を切り替える需要家と比較して、長期間契約を継続する需要家に対し、相対的に有利な条件を提示することは、一般的にあり得る。
- ◆ 一般的に、大手電力の標準メニューは、長期的なコスト水準を踏まえて設定され、追加調達分に係るコスト増は観念されていない。

## 【論点4】産業用電気料金を巡る論点②

- 現行の「適正な電力取引についての指針」においては、以下の記載がある。
  - 「同じ需要特性を持つ需要家群ごとに、その利用形態に応じた料金を適用することは、公正かつ有効な競争を確保する上で有効である。この場合、利用形態以外の需要家の属性（例えば（略）戻り需要か否か（略））にかかわらず、全ての需要家を公平に扱うこととなるからである。」
- 前回までの御指摘及びこの指針の考え方に基づけば、旧一般電気事業者において既存需要家と同様の需要特性を持つ需要家が、「戻り需要」であることで、HP等に掲載されている「標準メニュー」の適用を受けられない現状が続くことは、望ましいとはいえないと考えられるのではないかと。
  - ※ただし、「『戻り需要』に係る独占禁止法・電気事業法の解釈について」（令和4年3月電力・ガス取引監視等委員会 公正取引委員会）で示されているケースに該当する場合については、「戻り需要」に対し、標準メニューの額を上回る料金等で契約を締結すること等自体は、独占禁止法・電気事業法上問題とならない。
- 一方、現状の事業環境にかんがみれば、その供給コストが「標準メニュー」料金を上回る状況が生じている可能性も考えられる。この点、この指針の以下の記載については、「一つの判断材料となる」に過ぎず、今日的にも正当性があると考えられるものの、誤解を生みかねない面もあると考えられる。
  - 「標準メニューの内容が、（略）特定小売供給約款の料金体系と整合的であることは、コストとの関係で料金の適切性が推定される一つの判断材料となる」
- このため、例えば、コストの変動をより適切に反映するため、標準メニューは、電気の調達手段や調達費用等（調達費用の変動リスクのヘッジにかかる費用を含む。）に応じ、定期的に見直すことも考えられる等の趣旨を追記することについてどう考えるか。
- これらの議論も踏まえつつ、旧一般電気事業者（小売部門）においては、各事業者毎に、標準メニューでの新規需要家の受付再開に向けた検討を進めていただくことが期待されるのではないかと。

## (参考) 適正な電力取引についての指針

### ● 適正な電力取引についての指針（抄）

#### I 小売分野における適正な電力取引の在り方

#### 2 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為

##### (1) 小売供給

#### ① 小売料金の設定及び小売供給に関する行為

##### ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為

区域において一般電気事業者であった小売電気事業者が、それぞれ個別に、小売分野において標準的な小売料金メニュー（以下「標準メニュー」という。）を広く一般に公表した上で、これに従って、同じ需要特性を持つ需要家群ごとに、その利用形態に応じた料金を適用することは、公正かつ有効な競争を確保する上で有効である。

この場合、利用形態以外の需要家の属性（例えば、競争者の有無、部分供給か否か、戻り需要か否か、自家発電設備を活用して新規参入を行うか否か等）にかかわらず、全ての需要家を公平に扱うこととなるからである。

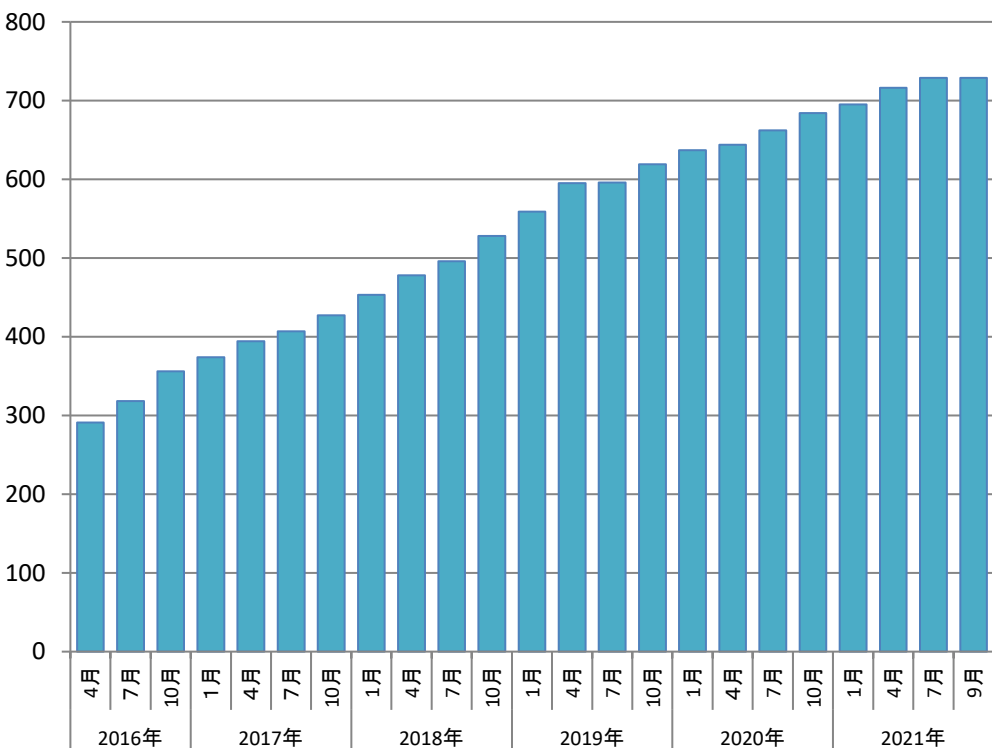
また、この標準メニューの内容が、従来の供給約款・選択約款や小売全面自由化後の特定小売供給約款の料金体系と整合的であることは、コストとの関係で料金の適切性が推定される一つの判断材料となる。

## **3. 小売電気事業について**

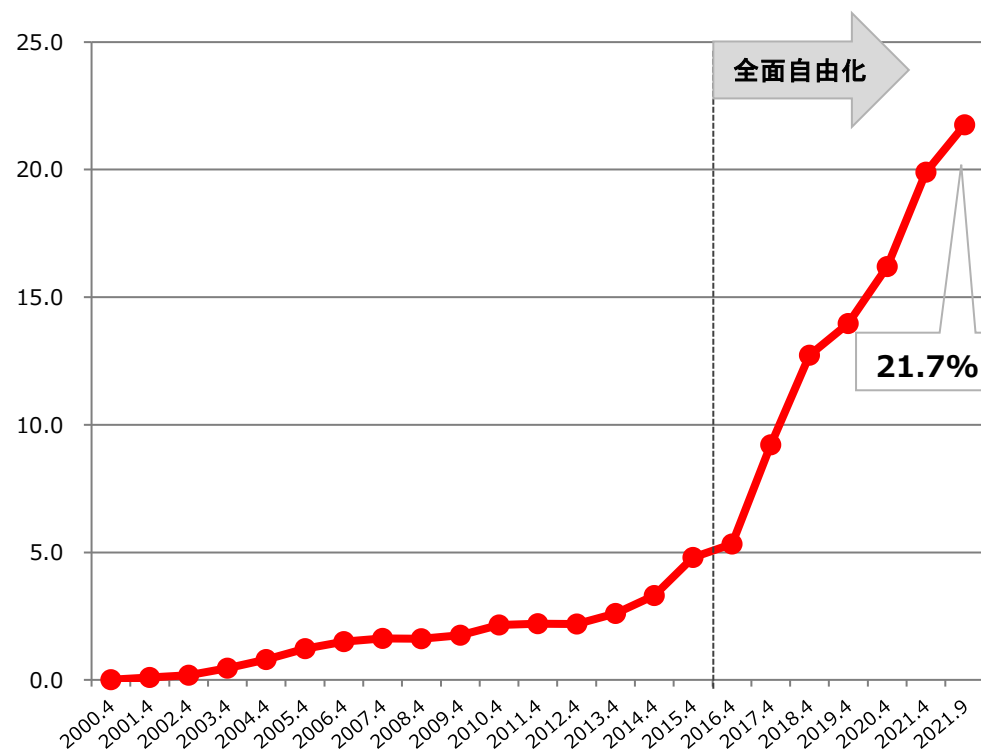
# 電力システム改革による変化②

- 小売電気事業者への新規参入は700者を越え、新規参入者の電力量ベースのシェアは約2割を超えた。

## 小売電気事業者数の推移



## 新電力シェアの推移



# 論点 1 : リスク管理について

- 前々回の委員会において、リスク管理に関する需要家への情報提供について、リスク評価は経営上の機微情報であり公表は難しいこと等の御指摘をいただいた。
- 他方、これに対し、以下の課題についてどう考えるべきか。
  - **需要家保護の観点**：需要家は、小売電気事業者に託送料金の未払い等が生じている中でも、その事実を知ることなく、当該小売電気事業者へスイッチングしてしまう可能性がある。
  - **国民負担の観点**：小売電気事業者がこのような形で事業を拡大し、結果として撤退に至れば、これら不履行となった債務は、託送料金として、広く国民の負担となる。
- こうした課題に対し、例えば以下のような論点についてどのように考えるべきか。
  - **需要家が把握すべき情報**（事業者負担と、既存・新規需要家が把握すべき情報のバランス）
  - **国が把握すべき情報** ※現行では、国はこうした債権債務関係の情報を把握する仕組みがない
  - **国が一定の情報を把握した場合に講ずべき措置**
  - **事業者実態に応じた配慮事項**

(参考) 前々回の委員御意見

- **リスク管理の状況についてということだとしたら軽々に情報提供すべきではない。**前にもガイドラインを出すときにも同じ議論をしていたと思うが、**リスク管理の方法は経営の非常に核になるところなので、どんなリスク評価をして、どんな対応をとるのか本当に機微情報になる。**上場会社であれば、有価証券報告書の中で、事業等リスクという形で開示されているし、自発的なリスクレポートを開示する事業者が海外ではあるが、ここを事業者が強制することは負担であり、かつ、**事業経営の機微情報が出てしまうという事で、あまり好ましくはない**と考えている。また、こういったリスク管理をしているという、自社の報告の提供というのも、1回やったことがあるというかなり軽いものだと、それは需要家に対するミスリードになるので、かなりリジットな情報じゃないと意味がない。**出された情報を需要家が理解できるのか、というのも難しいので、その辺りもよく考えるべき。**

## **4. 家庭等向けメニューについて**

## あるべき競争の姿と現実の課題

- 一般的な財において、理論的に考えれば、財の価格が高くなる（供給曲線が上方に推移する）と、市場競争を通じ、
  - ・ 需要においては、限界効用の低い需要が減少し、
  - ・ 供給においては、限界費用の高い供給が減少する、ことを通じて需給が均衡するとともに、社会厚生が最大化が図られる。
- しかしながら、現実の電力・ガスにおいては、以下の課題・論点が存在。
  - ・ 家庭等の需要側においては、電力・ガスは必需品であることから需要の価格弾力性が低いため、特に需給ひっ迫や原燃料価格の高騰時などに、高い価格が形成される可能性がある。
  - ・ 供給側においては、電力・ガスの規制料金及び一部の自由料金において上限が設定されていることに加え、電力の規制料金において、料金原価算定時の電源構成に基づく燃料費調整が行われ、また、新電力においても、これが実態としてデファクトとなっている結果、料金が実際の限界費用を反映できていない状況が存在。
  - ・ 加えて、電気における産業用においては、複数の小売電気事業者から供給を受けられず、又は最終保障料金より高い価格を提示される結果、最終保障供給を選択せざるを得ない需要家も出現（沖縄電力においては、高圧分野において、規制料金が存続。）。
- このような実態を踏まえれば、現在の料金の仕組みには、理論的な社会厚生を最大化を図るメカニズムが、適切に機能しにくいという課題があると考えられる。



- 自由化が進む中、あるべき競争の姿と現実の課題の両方を見据え、今後の電気・ガス料金は如何にあるべきか。

## ■ 家庭等の自由料金：

- 必ずしも生活保護制度の対象とはならない一般の家庭等においても、料金の急変に対して対応が困難な需要家が存在すると考えられる。また、限界費用に必ずしも即さない料金調整を行う小売事業者も存在。こうした中、自由化された電気・ガス料金において、それぞれの市場的特性を踏まえた**望ましい在り方について、何らかガイドライン等により示すことの必要性**についてどのように考えるか。

## ■ 家庭等の規制料金：

- 規制料金はあくまで経過措置であることを踏まえた場合、**自由料金における料金の望ましい在り方との整合性**についてどのように考えるか。  
※ただし、現行の規制料金における原燃料費調整制度は、みなし小売事業者の約款で規定されており、料金の値上げをもたらす改定に際しては、原則として認可が必要となる点に留意が必要。

## ■ 産業等の自由・規制料金：

- 産業等においても、料金の急変に苦しみ需要家も存在することが考えられるが、原燃料価格高騰リスクも踏まえ、省エネや需要構造の転換に積極的に取り組むことも期待される。標準料金の柔軟な改定などについて、家庭等との比較において**より自由な形での競争に委ねていくこと**についてどう考えるか。
- また、**沖縄電力において存続する高圧向けの規制料金**についてどう考えるか。
- 加えて、セーフティネットとしての最終保障供給料金が、適正競争や社会厚生を最大化するメカニズムを歪めることのないような**最終保障供給料金のあり方**について検討が必要。 ※電取委において検討中

- その他、エネルギー政策の観点から、検討が必要な論点としてどのようなものがあるか。

## 【論点2】電力の小売営業に関する指針との関係②

- 電力の小売営業に関する指針への追記内容のイメージについては、以下のような内容が考えられるがどうか。

※なお、具体的な改正案について、今後、反映箇所や用語・表現等について、精査する必要。

### 1. 基本的考え方

- 電力システム改革の目的の一つは、小売電気事業者が競争を通じて需要家のニーズに応じた多様な料金メニューを提供し、多様な選択肢から需要家が自らの選好に応じた料金メニューを選択できる状況を実現すること。
- この電力システム改革の目的に則れば、小売全面自由化後の家庭向けの電気自由料金における需要家保護については、小売電気事業者によって、料金の調整に上限のある料金メニューを始めとする料金高騰リスクに備えることができる料金メニューを含む、様々な料金メニューが需要家に選択肢として提供され、需要家がこれらの選択肢の中から、自らの選好に応じて料金プランを選択できることにより実現されることが期待。

### 2. 望ましい行為等

- 小売電気事業者が燃料費調整のある料金メニューに基づいて小売供給を行う場合には、以下の情報提供を行うことが望ましい。
  - ① 燃料価格の変動による料金の変動のリスクについて、家庭の需要家に分かりやすいメニューを作成すること
  - ② 提供する料金メニューの燃料費調整の仕組みや、それによる料金の変動のリスクについて、ホームページ等において、需要家に分かりやすい情報提供を行うこと、また、そうした説明に、一般的な需要家が容易にたどりつけるようにすること
  - ③ 小売電気事業者が燃料費調整に調整上限のある料金メニューを提供する場合においては、調整上限の算定に用いる基準価格の設定や更新の考え方について、小売供給約款等に定めるとともに、ホームページ等において、分かりやすく情報提供すること
  - ④ 小売供給契約を締結する際に、自社の燃料費調整の仕組みによるメリットのみならず、リスクについても、需要家に対し十分な説明を行うこと  
【問題となる行為として位置づけることも検討】

### 3. 参考事例

- 家庭の需要家による料金メニューの理解・比較を容易にし、小売電気事業者による料金メニュー作成の一助とするため、燃料費等調整の事例（電力市場調達等、燃料以外の調達による調整を含む。）を、類型化して示す。【具体的な参考事例については次回】

（参考事例の中では、需要家にとってリスクの低いメニューを提供する場合に事業者においてヘッジコストが必要となることを踏まえ、事業者と需要家の間のリスクシェアの形や、その際のコストシェアの形を含めて示していく。）